

宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金の流れ

No.	主体	手続き	書類
1	事業者	市へ交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式第1号） ・人材紹介業者等と交わした契約書等の写し ・補助対象経費を確認できる書類の写し（領収書または見積書等） ・雇用契約書等の写し ・就労証明書（様式第2号） ・宇部市税の滞納のないことの証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
2	市	受付・審査	
3	市	事業者へ内示	<ul style="list-style-type: none"> ・内示通知書（様式第3号）
内示後～雇用3か月未満に離職した場合			
4	事業者	辞退届を市へ提出	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届（様式第4号）
雇用3か月後			
5	事業者	市へ就労継続証明書を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続証明書（様式第5号） <p><交付申請時に見積書等を提出した場合は以下の書類も必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し <p><補助金交付申請額に変更がある場合は以下の書類も必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更申請書（様式第6号） ・確認書類
6	市	事業者へ交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定通知書（様式第7号）
7	事業者	市へ請求書を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（様式第9号）
8	市	事業者へ補助金を振込	

交付後、補助金交付申請額に変更がある場合			
9	事業者	市へ申出	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書類
10	市	受付・審査	
11	市	返還手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・返還請求通知書（様式第10号） ・納付書
12	事業者	返還	